

2 学修について

カリキュラムについて

1 基本方針

本学のカリキュラムは、以下の諸点を基本方針として組み立てられています。

- ① 法律基本科目を3年間通して配置し、常に反復しながら学修することによって、基本的知識を完璧に修得するように配慮しています。
- ② プロセスとしての法学教育のスタートとなる1年次の教育課程の中核に、「法情報学」を必修科目として据えています。
- ③ より多面的で深みのある学修を促すために、基礎法学を1・2年次に配置しています。
- ④ 実務と理論の架橋を図るために、実務家教員のみならず、弁護士会・司法書士会の協力のもとに展開される実務基礎科目を、主に2年次以降に配置しています。
- ⑤ 各自が目指す法曹像を明確にしたうえで、これにふさわしい知識の修得がなされるよう、隣接科目、展開・先端科目の履修についてもほぼ2年次以降に配置しています。さらに、「地域と企業」・「市民と自治体」の2コース制を採用し、コース毎の選択必修科目を指定することにより、非体系的な履修に陥ることのないようにしています。
- ⑥ 未修者として入学した皆さんが、法律の基礎的知識と学力を確実に修得した上でステップアップするための目安として、1年次から2年次への進級制を採用しています。

2 コース制

単に法曹になるというのではなく、いかなる法曹を目指すかという目的意識をもち、それにふさわしい学修をするために、隣接科目及び展開・先端科目の履修についてコース制を設けています。「地域に根ざした法曹」という本学の理念から、「地域と企業コース」、「市民と自治体コース」の2コースを置いています。

具体的には、学生は2年次にいずれかのコースを選択し、その選択したコースに属する科目群のなかから5科目10単位以上（2015年度入学者からは3科目6単位以上）を選択して履修しなければならない（選択必修）とするものです。

（1）地域と企業コース

「地域と企業コース」は、大企業の支社・支店や中小企業・自営業者が多数を占める神奈川・横浜、及びそれに類似した多くの都市圏の地域経済的特徴に着目し、これと中小企業の法律問題にシフトした企業法務関係の科目のほか、「環境法」「消費者法」など、地域における企業の社会的責任を考える科目を配置しています。具体的には、「会計学」「倒産処理法」「環境法」「労働法」「知的財産法」「中小企業法」「消費者法」「金融法」「税法」「企業取引と決済」です（2015年度入学者からは、さらに「倒産処理法特論」「環境法特論」「労働法特論」「知的財産法特論」「税法特論」が加わります）。

知的財産権や倒産処理などをはじめとする企業法務に強く、また地域産業活性化策など地元の経済政策へも法的助言ができるような法曹を目指すものです。

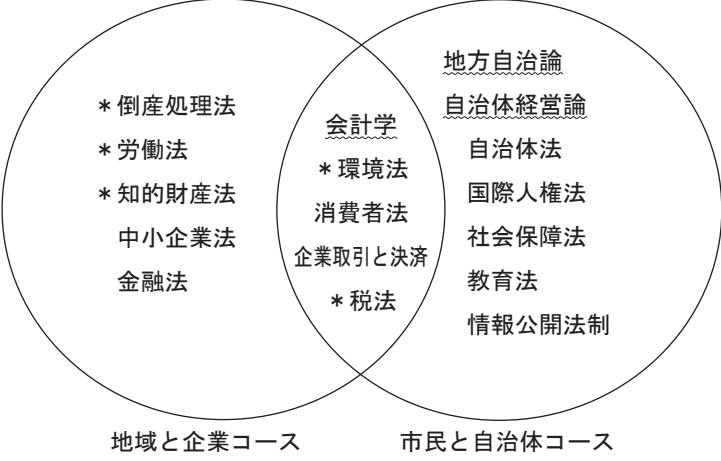
（2）市民と自治体コース

「市民と自治体コース」には自治体法務関係の科目のほか、新しい人権保障の課題にかかわる科目を配置しています。具体的には、「地方自治論」「自治体経営論」「自治体法」「国際人権法」「環境法」「社会保障法」「教育法」「消費者法」「情報公開法制」「税法」「企業取引と決済」です（2015年度入学者からは、さらに「会計学」「環境法特論」「税法特論」が加わります）。

今日の日本が置かれた状況では、よりいっそうの地方分権改革が求められています。こうした時代の要請への対応能力を備え、自治体の政策形成やNPOなど市民団体の活動においても指導的役割を果たすことができるような法曹を目指すものです。

隣接科目及び展開・先端科目と両コースの関係※
(下線は、隣接科目。その他は展開・先端科目)

政治学，司法制度論，国際関係法，経済法，経済法特論，国際私法，国際私法特論，資本市場と法，医事法，刑事政策，少年法，国際人権法演習，自治体法務演習，研究論文指導Ⅰ，研究論文指導Ⅱ



※ 2015年度以降入学者（法学既修者を除く）対象
* 特論を含む

3 進級制

未修者として入学した者が1年次から2年次へ進級する際に、一定の基準を設ける「進級制」を導入しています。具体的には、1年次終了時点で、次の条件を満たすことが必要となります。

[進級要件（2010～2012年度入学者）]

1年次終了までに、1年次配当の必修科目の単位数（36単位）のうち22単位以上を修得し、かつ、1年次配当の法律基本科目（必修科目）のうち①公法系より4単位以上、②私法系より10単位以上、③刑事系より4単位以上を修得していなければならない。

[進級要件（2013年度入学者）]

1年次終了までに、1年次配当の必修科目の単位数（34単位）のうち20単位以上を修得し、かつ、1年次配当の法律基本科目（必修科目）のうち①公法系より4単位以上、②私法系より10単位以上、③刑事系より4単位以上を修得していなければならない。

[進級要件（2014年度以降入学者）]

1年次終了までに、1年次配当の必修科目の単位数（32単位）のうち20単位以上を修得し、かつ、1年次配当の法律基本科目（必修科目）のうち①公法系より4単位以上、②私法系より10単位以上、③刑事系より4単位以上を修得していなければならない。

履修について

法務研究科（法科大学院）は専門職大学院の一つとして設置されました。ここでの教育は法曹養成という目的に特化されたものですから、将来の法曹に必要な教育を行います。単に理論的な科目ばかりでなく、実務的な科目も合わせて学ぶこととなります。

このような目的の学修ですから、選択の幅は広くありませんが、履修計画はしっかりと立てる必要があります。将来の自らの法曹像を想定して、計画を立てるのがよいと思います。

その際には、履修要覧及び授業時間割表をよく読み、参考にして計画を立ててください。その上で、不明・疑問・迷いなどがあれば、クラス担任に相談をしてください。

1 カリキュラムの構成

本研究科で開設されているカリキュラムは「法律基本科目」、「実務基礎科目」、「基礎法学」、「隣接科目」及び「展開・先端科目」からなっています。また、授業科目は必修科目、選択必修科目、選択科目に分かれます。

- (1) 法律基本科目：法律学及び法曹活動にとってもっとも基本的な実定法科目群です。
- (2) 実務基礎科目：実務家教員による実践的な科目群です。
- (3) 基礎法学：実定法に関する科目の基礎となる科目群です。
- (4) 隣接科目：法律学と密接に関係する分野の科目群です。
- (5) 展開・先端科目：現代的に重要な、あるいは近い将来重要になる科目群です。
- (6) 必修科目：必ず履修しなければならない科目で、これらを修得しないと修了することができない科目です。
- (7) 選択必修科目：自分の希望や将来を考え選択できる科目で、一定程度の履修が修了するには必要です。
- (8) 選択科目：履修することが望ましい科目ですが、修了要件には含まれません。

2 単位と単位制

大学院を修了するためには一定の単位を修得しなければなりません。

- (1) 単位とは学修量を表す基準で、所定の授業時間数のことです。単位数は、授業の時間だけでなく、その予習・復習のための勉強時間をも加味して決められています。
- (2) 単位制とは、それぞれの授業科目について所定の時間を履修し、試験やその他の諸点を総合勘案して合否の判定がなされ、合格とされたとき所定の単位が与えられる制度をさします。

3 GPA制度

GPA（グレートポイントアベレージ）制度は、単位取得に加え、皆さんの成績を数値化し、到達度を測る目安となる制度です（計算方法等は、後掲の「V 成績評価について」を参照のこと）。

修了時のGPAが1.8に満たない場合、修了できません。GPA値が低い場合、GPAを引き上げるために、次の制度を設けています。

特別再履修

既に単位を取得した科目を再度履修することはできませんが、「可」で単位取得した科目（GP1.0）に限り、翌年度以降、特別に再度履修することを認める制度です。

※評価が「不可」だった科目は、単位が取得できるまで、翌年度以降に再度履修することができますが、これは通常の「再履修」となります。

授業について

1 授業期間

授業期間は学年暦により定められています。ただし変更がある場合は掲示等でお知らせします。

2 授業時間

授業は次の時間区分で行います。(定期試験の時間と異なりますので注意してください。)

時限	授業時間
1	9:00～10:40
2	10:50～12:30
3	13:30～15:10
4	15:20～17:00
5	17:10～18:50
6	19:00～20:40

3 休講

休講情報アクセス URL <http://ku-noclass.kanagawa-u.ac.jp/>

授業担当者の都合、天候、交通機関の状況その他やむを得ない理由で授業が休講になることがあります。休講については所定の掲示板や e-Learning 等でお知らせします。また、通常の休講情報・緊急時の休講情報は本学ホームページ及び携帯電話で確認することもできます。

4 補講及び補習

「補講」とは、休講などにより実施できなかった授業を補うもので、必要に応じ授業担当者から指示されます。

「補習」とは、休講などに関わりなく、定期試験などの結果、単位の修得ができず、再試験を受ける場合に受講が義務づけられるものです。受講にあたっては授業担当者の指示に従ってください。

5 欠席

授業欠席届はありません。なお、大学院法務研究科履修規程に定められているとおり、2単位科目(4単位科目)について、原則として4回(7回)以上欠席した場合は、定期試験を受験できませんので注意して下さい。

6 教科書の購入

授業担当者の指示に従ってください。教科書は大学生協書籍部でそろえることができます。

試験について

1 定期試験

学年暦記載の各学期末の試験期間中に行う試験です。試験時間は各授業担当者の判断によりますが、原則として講義科目は90分、演習科目は120分となっています。

受験資格については、「大学院法務研究科履修規程」第3条を確認してください。

2 臨時試験

各授業担当者の判断により行うもので、試験日・時間などはその授業内において指示します。

3 追試験

病気その他のやむを得ない理由によって定期試験を受験できなかった者が、一定の手続をとることにより受験できる試験です。この試験の受験希望者はやむを得なかった理由を所定の書類に記載し、必要な場合はその理由を証明した書類を添付して所定の期間内に申請しなければなりません。

試験の期日・時間などは掲示等で指示します。

4 補習後再試験

定期試験の結果を含め、一年次配当の法律基本科目（演習科目を除く）において不合格となった者が、それぞれ指定の補習を受講後受けることができる試験です。

ただし、再履修の場合は除きます。

5 受験上の注意

(1) 試験前

受験の授業科目・試験講堂・開始時間などに注意してください。

(2) 試験開始後

答案用紙には氏名などの書き忘れの無いように注意してください。その他監督者の指示に従ってください。

(3) 不正行為

カンニングだけでなく、禁止行為をしたり、監督者の指示に従わない行為も不正行為になり、それらの行為者を履修規程に則り処分します。

成績評価について

1 講義・演習科目

成績評価は、「絶対評価」により行い、「評価区分」と「評価基準」は、次のようになります。

秀	90点以上	所期の目標を十分に達成し、特に秀でた成績を示している。	合格
優	80点以上	所期の目標を十分に達成し、優れた成績を示している。	合格
良	70点以上	不十分な点があるが、所期の目標をほぼ達成している。	合格
可	60点以上	所期の目標の最低限は満たしている。	合格
不可	60点未満	いくつかの重要な点において所期の目標を達成していない。	不合格

2 実習科目

成績評価は、「合」「否」により行い、「評価区分」と「評価基準」は、次のようになります。

GPAの計算に含まれません。ただし修了要件を満たす単位数には含まれます。

合	授業の内容・目的を「理解している」と評価できる。かつ実習活動にも満足している。
否	授業の内容・目的が「理解不十分」と評価される。あるいは実習活動に不満足である。

3 GPAの算出方法 ※「2学修について」の「履修について」の中の「3 GPA制度」も参照してください。

講義・演習科目の成績評価区分に基づくGPAの値は、次のようになります。

秀	90点以上	4.0	合格
優	80点以上	3.0	合格
良	70点以上	2.0	合格
可	60点以上	1.0	合格
不可	60点未満	0.0	不合格

◀ グレードポイント(GP)

《GPAの計算方法》

$$\text{GPA} = \frac{(4.0 \times \text{「秀」の単位数}) + (3.0 \times \text{「優」の単位数}) + (2.0 \times \text{「良」の単位数}) + (1.0 \times \text{「可」の単位数}) + (0.0 \times \text{「不可」の単位数}(\text{※①}))}{\text{履修した単位数}(\text{※②})\text{の合計}}$$

(「不可」の単位数(※①)も含める。評価が「合」「否」「認」等の単位(※③)は除く。)

◆GPAは、小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位まで算出

※① 『不可』の単位数は、当該科目を単位修得した場合には除かれます。

※② 「履修した単位数」には、途中で履修を放棄した科目も含まれます。(ただし、③の科目は除きます)

※③ 実習科目(評価が「合」「否」)や、単位認定された科目(評価が「認」)は、GPAの計算に含まれません。